

# 一 般 質 問 通 告 一 覧

(令和8年2月菊川市議会定例会)

1 坪井 仲治 議員 (答弁者：市長)

- ① これからの自治会のあり方 …………… P 1

2 松永 晴香 議員 (答弁者：教育長)

- ① 学校と家庭の協働を持続可能にするために …………… P 3

3 白松 光好 議員 (答弁者：市長)

- ① 地球温暖化に対する対応について …………… P 6

4 東 和子 議員 (答弁者：市長)

- ① 私のこれからノートについて …………… P 9

5 藤原 万起子 議員 (答弁者：市長)

- ① 災害時におけるバイクレスキューの必要性について …………… P 11

- ② 離職を防ぎ、市民サービスを守る！職員負担軽減と適正配置の取組について P 13

6 奥野 寿夫 議員 (答弁者：市長)

- ① 中部電力浜岡原子力発電所の再稼働適合性審査における不正行為について… P 15

- ② リニア中央新幹線工事による水問題について …………… P 18

7 渡辺 修 議員 (答弁者：市長)

- ① 気候変動下における農業用水の実態と多面的機能交付金の在り方 …………… P 20

- ② インボイス制度の経過措置終了を見据えた市内中小事業者への影響と市の対応について …………… P 23

8 黒田 茂 議員（答弁者：市長、病院長）

- ① 市内祭典を観光資源にするために ..... P 26
- ② 菊川市立総合病院の運営について ..... P 27

9 石井 祐太 議員（答弁者：市長、教育長）

- ① 都市公園の重点化と公園を活用した交流人口創出について ..... P 29
- ② 電子図書館の深化と、図書館機能を活かした教育・地域資源の活用について P 31
- ③ 地区センター等公共施設の予約方法と、今後の利便性向上について..... P 33

10 須藤 有紀 議員（答弁者：市長）

- ① 人口減少問題について ..... P 35

11 織部 光男 議員（答弁者：市長）

- ① 原発回帰と責任を考える ..... P 38
- ② J R 東海と県の確認事項について ..... P 41

令和8年2月16日

菊川市長 長谷川 寛彦 様

菊川市議会議長 赤堀



一 般 質 問 に つ い て

令和8年2月菊川市議会定例会において、次の質問をされる予定であるから、あらかじめ通知いたします。

<b>質 問 者 : 坪 井 仲 治</b>	
<b>質問事項1 : これからの自治会のあり方</b>	
<p><b>【質問要旨】</b></p> <p>近年、都市部では自治会への加入率が50%を下回る所も発生しており、反面、郡部では加入率は高いが高齢化により自治会の運営が難しくなっている所もあります。自治会役員の問題では、定年延長、再雇用等により自治会長の対象年齢の方が、仕事に就きながら自治会長の役務を果たさなければならなくなっています。また、高齢化により自治会長対象者がおらず、繰り返し自治会長をされている自治会もあると聞いております。</p> <p>これからの自治会は、「関わるきっかけづくり」と「多様な関わり方」を重視し、デジタル化と役割分担を進め、外部連携を強化する方向へ変化する必要があります。少子高齢化やライフスタイルの多様性に対応するため、「従来の負担の大きい仕組み」から、無理なく参加できる「緩やかなつながり」を提供し、防災・防犯・孤立防止など、時代に合った価値を提供することが求められています。今後の自治会のあり方として、参加のハードルを下げる仕組み作りや役割の細分化による個人負担の軽減をすることが必要です。また、デジタル技術の活用は、役員の負担の軽減に繋がるとともに若い世代が自治会活動を身近に感じてもらうことも可能となります。</p> <p>少子高齢化により単位自治会の世帯数が少なくなる傾向にあります。現在、行政から要求された自治会で選出しなければならない委員の選出もままならない自治会も生まれつつあり、今後、単位自治会の合併も考えていく必要があると思います。</p> <p>自治会活動は、防災や高齢者の孤立防止の役割を果たす重要な役割（目的）を持っていますが、菊川市の自治会活動等の現状と、これからの自治会活動のあり方について伺います。</p>	<p><b>【答弁者】</b> 市 長</p>

質問1 自治会長は、平日昼間の役務による活動機会があり、就業されている方にとって休暇等の対応が必要で、これが負担となっていると思います。この平日昼間における役務についての行政側の対応として、今後の施策等について伺います。

質問2 自治会に加入しないケースが多く見られる自治会がありますが、未加入の理由の主なものについて伺います。

質問3 マンションの場合は、加入の義務があるマンションの住人で構成する管理組合に所有者は所属されています。マンションの管理組合と自治会は別物ですが、自治的な機能を持ったマンションの管理組合も見られ、マンションの管理組合を自治会と同様の組織と位置づける制度がある自治体もあるそうです。  
マンションの所有者と地元自治会との関係性について、市として問題として捉えていることや施策について伺います。

質問4 配布物等の削減を進めて自治会役員の業務量はかなり少なくなったと思いますが、更なる業務の軽減を目指した自治会活動におけるデジタル化について伺います。

質問5 自治会における個人情報の取扱いと管理について伺います。

質問6 コミュニティ協議会と自治会の関係と今後の両者のあり方について伺います。

質問7 地域における祭典や自治会企画の行事への参加率が低下している自治会が多くなっているのが現状かと思いますが、自治会での会員間の関係が希薄になれば、災害発生時に地域の連携で被害を最小限にする共助の部分が非常に弱くなります。

地区の防災組織は確立されていて、訓練等は実施されていると思いますが、高齢化率が高くなっているなかで、災害発生時の共助は、「いのちを守る」ための重要な役割を果たしています。  
自治会活動から防災につながるための施策について伺います。

質問者：松永晴香

質問事項1：学校と家庭の協働を持続可能にするために

【質問要旨】

子どもたちが安心して学び、健やかに成長していくためには、学校・家庭・地域が互いに支え合い、協働できる環境づくりが欠かせません。そうした協働を支えてきたのがPTA活動であり、学校行事の支援、登下校の見守り、保護者同士のつながりづくりなど、子どもたちの学校生活を陰で支える大切な役割を担ってきました。

しかし近年、共働き世帯の増加、家庭事情の多様化、地域コミュニティの変化などにより、「関わりたい気持ちはあるが時間が取れない」「役員を引き受ける不安が大きい」「情報が分かりにくく引継ぎが難しい」といった声があります。

役員選出や引継ぎ、各種行事の準備、会議の調整、連絡のやり取りなどは想像以上に負担が大きく、家庭・仕事・子育てを同時に抱える保護者にとっては、精神的にも時間的にも相当な負担となっております。結果として、役割が一部の人に偏りやすくなり、「できる人が無理をして回す」状態が常態化することで、活動の継続そのものが危うくなる懸念があります。

加えて、PTAの運営方法や活動量は学校によって差が大きく、比較的スマートに運営できている学校がある一方で、従来の慣例のまま多くの負担を抱え続けている学校もあります。学校間の活動差が大きい状態は、同じ市内であっても保護者の負担感に大きな違いを生み、「なぜこの学校だけここまで大変なのか」という不公平感や、担い手不足を加速させる要因にもなり得ます。

また、会議や打合せが夜間に設定されることもあり、働く保護者や小さな子どもを育てる家庭にとって参加のハードルが高く、さらに重要なのは、PTA活動が任意団体であるにもかかわらず、現場では学校との連携が不可欠であるため、行事運営や会議、資料作成、調整業務などで教職員の関与が求められ、結果として教職員の時間外勤務につながっている可能性がある点であります。教職員の働き方改革が進められる中、PTA関連業務がどの程度、どのような形で時間外負担となっているのか、整理されないまま慣例として積み重なっているとすれば、学校現場にとっても持続可能とは言い難いのではないのでしょうか。

先ほども述べた通り、PTAは任意団体であり、行政がその活動内容に直接介入することは難しいのは承知の上ではあります。そのため本質問では、PTA活動そのものの是非を論じるのではなく、保

【答弁者】  
教育長

護者負担と学校現場への影響が増している現状を見える化した上で、教育委員会として答え得る範囲で、学校としてのPTAへの関わり方の整理、教職員の時間外負担を増やさないための留意事項の周知、学校や保護者からの相談を受け止める体制、負担軽減につながる好事例の共有など、環境整備のあり方を問うものであります。

一方、家庭教育学級は市（教育委員会）が主体となって家庭教育を支援する重要な事業であり、保護者が学び合い、子育ての悩みを共有し、必要な知識や支援につながる機会として意義が大きいものです。ところが、学校によって実施状況や内容、運営体制、負担感に差があるとの声もあり、担い手の固定化や準備負担、参加のしにくさなどが課題となっている可能性があります。

そこで、家庭教育学級については、実施状況と課題を整理した上で、学校間格差の是正、運営負担の軽減、参加しやすい開催方法の工夫、講師・教材・手続等の共通基盤づくり、デジタル化の活用など、市として持続可能な実施体制を構築する方針を明確にし、改善に向けた具体的な取組を求め、以下質問といたします。

質問1 PTAは任意団体であり、行政が活動内容に直接介入しにくい一方、学校現場では連携が不可欠です。教育委員会として、PTAに関してどこまでを把握対象（学校からの相談・報告の範囲等）としているのか伺います。

質問2 PTAの運営方法や活動量、学校の関わり方には、学校間で差があるとの声があります。教育委員会として、その学校間の差をどのように認識しているのか伺います。また、負担の偏りや不公平感を生まないために、実態を把握し「見える化」する考えがあるのか伺います。

質問3 PTA関連の会議・行事等への教職員の関与が、時間外勤務につながっている可能性があります。教育委員会として、PTAに関して教職員が担う業務の範囲や留意事項（学校としての関わり方の線引き）をどのように整理し、学校へ周知しているのか伺います。あわせて、時間外負担の実態把握や負担軽減に向けた取組を行う考えがあるのか伺います。

質問4 家庭教育学級は、市としてどんな目的で行っているのか、社会教育としての位置づけとねらいを伺います。

質問5 家庭教育学級について、市が毎年実施している説明会の内容、あわせて現在の手続や書類を求めている目的・必要性を伺います。

質問6 家庭教育学級の運営負担を軽減するため、教育委員会として、提出書類の削減・簡素化、オンライン提出等のデジタル化、会計処理の負担軽減を行う考えがあるのか伺います。

質問7 家庭教育学級を今後も継続し、より多くの保護者が参加しやすく、運営する側の負担も過度にならない形とするために、市としてどのような取組が考えられるのか伺います。

質問者：白松光好

質問事項 1：地球温暖化に対する対応について

【質問要旨】

2020年10月26日、菅首相の所信表明演説において、2050年にカーボンニュートラル、脱炭素社会を目指すことを宣言したことを踏まえて、改めて菊川市の脱炭素社会への取組状況を伺います。先の菅首相の所信表明演説中の2050年まで今年を入れて残り25年となりました。菊川市として2024年度に制定された菊川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）・菊川市気候変動適応計画に基づき菊川市の脱炭素社会を目指す指標として様々な取組をされていると思います。一方現在でも年々荒廃農地が増え、農業者人口の減少に伴い荒廃農地の解消が困難な時代となっています。私の記憶では、山にスギやヒノキを植樹してから成木になるのに約50年の時間を有すると思われ、荒廃農地の解消や地球温暖化対策にはスギやヒノキの植樹では時間がかかりすぎて対応が難しいと感じていました。そのような中で成木になるのに3年から5年の短時間でサイクルが可能な「早生樹」の存在を知りました。もしかして地球温暖化対策に役に立つかもしれないと調べてみたところ、情報は確かなものでした。この早生樹と言っても何種類かがあり、地球温暖化対策で考えると発電に使える袋井市で栽培している早生ユーカリや本市内や周辺市で栽培している二酸化炭素の吸収量が多い早生日本桐と用途に合わせての樹木の選定が可能だと知りました。菊川市においても今後様々な問題が発生する前に地球温暖化対策を急がなければならないのは周知の事実でしょうが、計画が計画だけになり一部の対策だけ実施されているのでは目標に向けての取組結果の目標達成が困難になる前に、この早生樹について調べてみる価値があると考えます。2050年は待っていません。そこで菊川市においては全国的に地球温暖化対策が停滞気味な今こそ、知恵を絞り何が何でもカーボンニュートラルを達成するという意気込みを持ち、あらゆる方法を考えていく事が必要ではないでしょうか。そこで現状と今後の見込について市の計画に対する進捗状況と、計画達成に向けた取組姿勢を確認させていただきたいと思えます。

【答弁者】  
市長

質問 1 同計画中の緩和策の再生可能エネルギーの利用促進について具体的な対応について伺います。また再生可能エネルギーの設置状況についても伺います。

質問2 同計画中の緩和策の省エネ活動促進事業で鈴与商事株式会社と提携し、新たな環境教育をどの程度実施されたか伺います。また市内企業と連携し温室効果ガス排出量の「見える化」をどのような形で実行されたかを伺います。

質問3 同計画中の緩和策の地球環境の整備・吸収源対策でのバイオ炭など二酸化炭素の吸収源対策はどのような取組をしているか伺います。また荒廃農地の解消とありますがどの程度解消できたのか、また今後の具体的な計画について伺います。

質問4 同計画中の緩和策の循環型社会の形成で食品残渣をバイオガス発電の燃料としてリサイクルするとありますが、現状ではどのような取組でどのくらいの効果を生んでいるのか伺います。

質問5 同計画中の適応策で、気候変動適応への関心を深めるため、市、企業などが主催する適応策に関するセミナーなどへ参加するとありますが、今まで参加したセミナーの詳細と今後のセミナーの予定、またセミナーへ参加しての効果を伺います。

質問6 同計画中の適応策で、気象環境に依存しない自動管理型栽培システムや災害の発生予想などの暑熱対策技術の開発に努めるとありますが具体的な技術開発についての現状を伺います。

質問7 カーボンニュートラルを考えた時にカーボンクレジットの考え方もあると思います。しかしカーボンクレジットを実行しようと思っても問題があります。菊川市森林整備計画の対象樹木にこの早生樹を入れる必要があります。今後菊川市森林整備計画の対象樹木に早生樹を入れる予定がないか伺います。

質問8 森林整備が二酸化炭素の吸収力が高くなることが分かっていても、行政だけでは進まないのが実態だと思います。実際具体的にカーボンクレジット政策に取り組んでいる市町も民間活力を上手に活用していると伺います。菊川市においても民間活力を活用する予定はないか伺います。

質問9 カーボンクレジットを活用するにはそれ相応の知識を持

<p>ったスタッフが必要になります。現状でカーボンニュートラル作業ができる職員がいるのか、また今後育成していくのか考え方を伺います。</p>	
--	--

質 問 者：東 和 子

質問事項1：私のこれからノートについて

【質問要旨】

厚生労働省は、平成30年3月に人生の最終段階における医療・ケアの普及・啓発の報告書をまとめました。その中で、『人生の最終段階における医療・ケアについては、医師等の医療従事者から患者・家族に適切な情報の提供と説明がなされた上で、本人による意思決定を基本として行われることが重要である。また、我が国では、団塊の世代が75歳以上になる2025年を目指し、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援を目的として可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう「地域包括ケアシステムの構築」を推進している。そして、こうした中、全ての方が自分らしい暮らしを人生の最期まで続けられるようにするため、人生の最終段階における医療・ケアにおいて十分に本人の意思が尊重されるよう、国民に対し、人生の最終段階の医療・ケアに関する情報を適切に提供することや、普及・啓発を図ることが必要である。』と記載されています。

令和8年度からを計画期間とする第3次菊川市総合計画のなかでは、『高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、元気に安心していきいきと暮らし続けることができるよう、健康づくり事業や介護予防事業への参加を促進します。』と記載されており、高齢者の介護予防と生きがいつくりの推進は、大切な取組です。そして、これから訪れる「もしものとき」に備えて元気なうちから人生を、どこで、どのようにして迎えたいかについて、大切な人や家族と事前に話し合っておくことは大事なことであり、今後の人生をより良くするためのヒントになります。人生の最終段階における医療やケアについては、本人の想いを尊重した上で、家族や医師、関係する専門職などが十分に話し合っ決めて行くことが大切です。その意義において、できるだけ多くの高齢者の皆さんが菊川市版人生会議ノート「私のこれからノート」を作っておくことは、とても大切な取組であると考えます。このノートで示した意思是、時とともに変化することがあります。記入にあたっては無理のない範囲で、「まずわかるところから記入していきましょう。」として、配布されています。

この取組は、人生会議として各市によって内容は様々ですが、菊川市の「私のこれからノート」についての見解を伺います。

【答 弁 者】  
市 長

質問1 市内、75歳以上の高齢者数、そのうちの単身者数を伺います。

質問2 「私のこれからノート」の作成時期を伺います。また、啓発活動をされていると思いますが、どのようにされているか伺います。参加人数と年齢層・性別及びその反応も伺います。

質問3 他市では、もしものときの医療の希望や、葬儀の希望、お墓の希望等、より具体的に冊子に記載され改訂されているようです。本市でも、時代とともに社会情勢の変化にあわせ「私のこれからノート」の役割がさらに高まると考えますが、今後の対応を伺います。

質問4 高齢者が、体調不良により救急搬送を依頼することがあると思います。その場に家族や近親者がいない場合がどの位の件数があるか、救急搬送での患者の病歴等の情報の入手はどのようにされているか、併せて、その様な場面において「私のこれからノート」が活用できないか、伺います。

質問5 静岡市では、S救セットとして緊急連絡カードや持病等・薬剤情報を記入した容器を冷蔵庫の内に入れ冷蔵庫の外には、S救セット在中のマグネットを貼り、S救セットが冷蔵庫内にあることを救急隊員に知らせる仕組みをとっています。市内でもこれを実施している地区があると聞いています。この取組は、患者の早期治療と親族と早期に連絡がつくことになり大切であると考えます。是非菊川市として、導入していただきたいと考えますがその見解を伺います。また、これに「私のこれからノート」を組み合わせていくことができないか伺います。

質 問 者： 藤 原 万 起 子

質問事項1： 災害時におけるバイクレスキューの必要性について

【質問要旨】

南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模災害時には、広域的な停電や通信インフラの寸断が想定されます。発災直後の数時間から数日間において、いかに正確な情報を迅速に収集し、災害対策本部へ確実に集約できるかは、防災対策の根幹をなす重要な課題であると考えます。

こうした認識のもと、BRN菊川バイクレスキュー隊が再結成されることを踏まえ、行政直結型の体制構築を検討するにあたり、先行事例である掛川市の「バイクレスキューネットワーク（BRN）」の運営実態について調査を行いました。

掛川市のBRNは、平成6年の「バイクの街・浜松」での活動や、平成7年の阪神・淡路大震災を契機に組織化が進んだ地域密着型の実動組織です。広域派遣を目的とせず、「地元を守る」ことに特化して活動している点が大きな特徴です。

主な任務は、発災直後の機動力を活かした情報収集および緊急物資輸送です。震度6弱以上で災害対策本部が設置された場合、隊員は自発的に出動し、第1次から第3次緊急輸送路の開通状況確認、倒壊家屋や通行止め箇所の把握、画像を含む現地情報の収集を行います。収集された情報は無線により基地局へ送信され、集約後、災害対策本部へ直接伝達される体制が確立されています。また、医薬品不足が生じた際には薬剤師会と連携し、避難所への搬送も行うなど、実動部隊として具体的な役割を担っています。

特に注目すべき点は、行政との密接な連携体制です。掛川市では、市役所本庁舎及び大東・大須賀支所に無線基地局を設置し、さらに中継局には太陽光パネルや蓄電池を整備するなど、停電下でも機能する独立した通信網を構築しています。無線機材の整備・維持管理も市が支援しており、ボランティア団体でありながら、災害対策本部と直結する実効性ある初動体制が確保されています。

加えて、緊急車両扱いの証明書や識別ジャンパーの着用による優先給油体制、公費によるボランティア保険加入など、活動を支える制度的支援も整備されています。一方で、平時において行政が過度に関与することはなく、年1回程度の打合せや訓練前調整にとどめるなど、「任せる」姿勢を基本とした信頼関係の上に成り立っている点も特徴です。

【答 弁 者】  
市 長

現在は約20名が活動していますが、発足当初からのメンバーが多く、高齢化が課題と伺っています。そのため、若手加入促進が重要なテーマとなっており、バイクや無線資格がなくても連絡係や自転車での活動を可能とするなど、参加のハードルを下げる柔軟な体制づくりも行われています。

掛川市の事例は、行政と市民ボランティアが協定に基づき明確な役割分担を行い、災害対策本部と直結する通信基盤を整備することで、実効性ある初動対応体制を構築している先進的なモデルです。

当市においても、バイクレスキュー隊の再結成の準備が進んでいます。行政直結型の無線通信体制を整備すべきと考え質問いたします。

質問1 当市の大規模災害時における初動体制と情報収集の体制について、前回の答弁では、市民や自主防災会からの情報は地区防災連絡会を通じて、災害対策本部に報告されること、また避難所からの情報は避難所派遣員を介して本部に伝達されることが説明されました。さらに、市災害対策本部は消防本部や消防団と情報共有を行い、情報収集班や情報整理班で整理した上で、本部長をはじめ部長級の本部員が対策を検討し指示を行っていることと承知しております。しかし、急激な状況変化への速やかな体制移行や人員確保、長期化による人員配置などの課題があるとも説明されました。こうした課題に対して、現在の体制で十分に対応可能と考えているのか伺います。

質問2 災害時に最も恐れるべきは「情報の空白」であると考えます。道路が通行可能なのか、孤立地区は発生していないか、医薬品は足りているかなど、初動段階の情報が的確に把握できなければ、迅速かつ適切な判断は困難になります。こうした中、災害時の迅速な情報伝達と対応を確保するためには、バイクレスキューの機動力の活用とともに、独立した無線通信基盤の整備が重要であると思います。

従来の社会福祉協議会のボランティア担当の管轄ではなく、危機管理部と直接連携する体制を構築する考えはあるのか、あわせて、災害対策本部へ直接情報を上げる仕組みを制度化し、行政との正式な協定締結について検討する意思はあるのか伺います。

質問者：藤原万起子

質問事項2：離職を防ぎ、市民サービスを守る！職員負担軽減と適正配置の取組について

【質問要旨】

近年、地方自治体を取り巻く情勢は厳しさを増しており、人口減少や高齢化の進行に伴い、行政サービスの担い手である職員の役割はますます重要になっています。その中で、若手職員や係長など中間層の離職が増えているとの指摘があり、組織の安定や市民サービスの維持に深刻な影響が懸念されています。特に中間管理職層は、現場と上層部をつなぐ要として重要な役割を担っており、この層の離職は業務の継続性や職員間の負担分散にも直結する問題です。

こうした状況を踏まえ、本日は職員の適正配置や勤務負担の改善、そして離職防止の観点から、市の取組について伺います。

質問1 令和6年度における職員の離職者及び離職予定者の人数、勤続年数、役職別の状況について、市として把握している内容を伺います。

質問2 質問1を踏まえて、各職員への業務負担が増大しており、市民サービスの質を維持することが難しくなる局面があると聞きます。業務量や職員のスキルに応じた定員管理や配置の見直しなど職員の適正配置についてどのように進める考えがあるか伺います。

質問3 育児や介護に伴う部分休業制度の取得ですが、業務量の多さや人員不足のため、取得しにくい状況が一部であると聞いています。また、取得中でも出勤せざるを得ない場合もあるとも聞きます。部分休業の確実な取得を前提とした人員配置を徹底する方針があるのか伺います。

質問4 当市の業務の中には、特定の職員に業務が集中し一人だけが内容を把握している状況があり、その職員が休暇を取得すると対応が遅れる場合があると聞いています。このような状況は職員の負担増やサービスの質への影響に加え、休暇取得のしにくさにもつながります。複数の職員で業務を分担し、部課内で常に業務状況を共有できる仕組みを整備し、職員が安心して

【答弁者】

市長

休暇を取得できる環境を作ることはできないか伺います。

質問5 人口減少時代を見据え、スリムな組織設計と多様な業務に対応可能な専門人材の確保を計画的に進める必要があると考えます。このため、採用方法の工夫やリクルートも含め、長期的な視点でどのように採用や人材配置を進めていくか伺います。

質問6 現在、閉庁日の日直業務は職員が二人体制で、一人あたり年2回対応していますが、それでも負担が大きいと指摘されています。また、休日や平日夜間の緊急対応に伴い、職員が実質的に拘束される特殊勤務もあります。日直手当の支給増額や、掛川市のような業務委託による代替体制など、職員の負担軽減と適正な勤務環境の確保について検討されているか伺います。

質 問 者： 奥 野 寿 夫

質問事項 1： 中部電力浜岡原子力発電所の再稼働適合性審査における不正行為について

【質問要旨】

中部電力は1月5日、浜岡原子力発電所3・4号機の再稼働の前提となる新規制基準への適合性審査をめぐり、想定される地震の揺れである基準地震動を過小評価していた疑いがあると発表しました。

原子力規制委員会は審査を当面中止し、14日には中部電力本店などへの立入検査の実施を決め、経緯などの報告徴収命令を出しました。山中委員長は「安全に直接かかわる審査データの捏造で、明らかな不正行為」と批判し、審査を白紙に戻す考えも示しました。規制委員会の立ち入り検査は26日に開始されました。

今回の不正行為の重大さを考えるなら、中部電力は原子力事業者としての適格性を欠き、信頼に値する会社であると言えません。中部電力の第三者委員会の人選にも疑義があり、不正を見抜けなかった原子力規制委員会のあり方も問われますが、今回の問題については、徹底的に調査し一刻も早く真相を明らかにすることが求められます。今回の事態で審査停止、再稼働の時期は10年以上先になる見通しですが、3号機、4号機ともに40年近い老朽原発です。中部電力は申請を取り下げ、浜岡原発は廃炉にすべきです。

今回の中部電力の不正行為や浜岡原発での事故への対応などについて、菊川市民の命と暮らしに責任を持つ立場である市長に質問します。

【答 弁 者】

市 長

質問 1 2011年3月11日に発生した東日本大震災による福島第一原発事故では、大量の放射性物質が放出され、地域社会に甚大な被害をもたらし、自治体丸ごとの避難など多くの方が避難を余儀なくされ、今も数万人が故郷に帰れずにいます。事故から15年になりますが、福島第一原発は「収束」とは程遠く、事故の真ただ中にあり、いまなお「原子力緊急事態宣言」下にあります。原発事故の危険性について、どのように認識しているか伺います。

質問 2 福島第一原発事故後の同年5月、当時の菅直人首相は、巨大地震・津波リスクの高さと事故が発生した場合の重大な影響を理由に中部電力に浜岡原発の稼働停止を要請し、現在まで稼働は停止しています。浜岡原発は、近い将来に発生が予測さ

れる南海トラフ地震の震源域の真上にあり「世界一危険な原発」と批判されてきました。直下の活断層の可能性についても否定できず審査が続いていました。菊川市は浜岡原発の立地する御前崎市に隣接するとともに、市域が浜岡原発のほぼ20km圏内にあり、事故が起きた場合は重大な影響を受けます。南海トラフ地震の震源域にある浜岡原子力発電所の危険性についてどのように考えているか伺います。

質問3 今回の中部電力の不正行為について、市民からは「信頼が裏切られた」と強い批判の声が出ています。原子力規制委員会の山中委員長は、審査の結果次第で設置許可そのものを取り消す結論を規制委員会が出した場合は「すべて廃炉ということになる。そういう判断も可能性としてはある」と述べています。中部電力は原子力事業者としての適格性を欠いており、申請を取り下げ浜岡原発の再稼働を断念すべきと思いますが、市長の考えを伺います。

質問4 今回の不正行為は第三者からの公益通報で明らかになったものであり、原子力規制委員会は見抜くことができませんでした。原子力規制委員会、原子力規制庁のあり方について国に改善を求める考えがあるか伺います。また、1月22日に菊川、御前崎、牧之原、掛川の4市の市長で原子力規制庁、経済産業省を訪れて要請文を手渡したということですが、その内容と国の対応について伺います。

質問5 今も浜岡原発の燃料プールには6,542体の使用済核燃料が保管されています。前提となる基準地震動が過小評価されていた数値である場合、使用済核燃料が保管されている燃料プールのある原子炉建屋の耐震性は大丈夫と考えられるか伺います。

質問6 昨年末に市民団体が市に要望書を提出し、原発で事故が起きた際住民が被曝する前に安定ヨウ素剤が服用できるよう事前配布を求めましたが、そのことについて市の見解を伺います。

質問7 安定ヨウ素剤の事前配布ができない場合、原発事故の際、保管場所を職員が把握し、速やかに配布できる体制になっているか伺います。

質問 8 昨年 7 月に市議会で視察した新潟県柏崎市では安定ヨウ素剤の緊急配布訓練をしていますが、そのような訓練は必要なのか伺います。

質問 9 市民団体は昨年の要望書の中で、原発事故の際に学校や園で子どもたちに速やかに安定ヨウ素剤を服用することを求めています。そのことについて市の見解を伺います。

質問 10 菊川市は市民意識調査の設問で「安全が確認できれば稼働した方がよい」という選択肢を設定していますが、安全を確認し証明するのは誰と考えているのか伺います。

質 問 者： 奥 野 寿 夫

質問事項 2： リニア中央新幹線工事による水問題について

【質問要旨】

1月24日、静岡県とJR東海は、リニア中央新幹線の静岡工区の工事で大井川の水利用に影響が出た場合の補償に関する確認書を締結しました。締結式には長谷川市長はじめ大井川流域10市町の首長も出席し、締結式には国土交通省の水嶋智事務次官も立ち会ったという行政報告を受けました。

確認書の内容は、①トンネル工事により大井川流域の水利用に影響が生じた場合、JR東海が機能回復等の措置や費用負担等の補償を行う、②機能回復や補償に関係者からの請求期限や対象期間の限度を定めない、③JR東海は工事と水利用への影響の因果関係について関係者や県に立証を求めず専門家の見解を得られる仕組みを整え速やかに調査する、④工事の影響や対策の実施状況は国土交通省も関与する中立的・継続的モニタリング体制で確認し同省の指導のもとに所要の対応を講じる、というものです。

確認書はこれまで大井川流域の10自治体が求めてきた内容を一定反映していますが、国の関与などについて不確かな点もあります。長谷川市長は「国の関与が確認できた」と述べていますが、確認書には補償について国の責任は記載されておらず、署名した国交省の水嶋事務次官も単なる立会人でしかありません。

菊川市民の暮らしに切実なリニア中央新幹線工事による水問題について、以下について質問します。

質問 1 確認書の前文には影響が生じた場合の「代替水源の確保等」とありますが、どのような代替が想定されるのか伺います。

質問 2 確認事項 3 で、工事と水利用への影響の因果関係の立証を大井川流域関係者や県に求めず、専門家の見解を得られる仕組みを整えるとありますが、地元の意見が反映される仕組みや中立的な人選が保証されるか伺います。

質問 3 確認事項 4 で、国土交通省の関与や指導については触れられていますが、着工を許可した国が水の確保や補償を、責任を持ってできるのか伺います。

質問 4 昨年 6 月の地質構造・水資源専門部会において、県は「水問題について対話完了」としました。しかし、南アルプスはス

【答 弁 者】  
市 長

ケールの大きな特殊な地質を持ち、トンネル工事により断層破砕帯内の水が枯渇してしまうことは、多くの地質学者が指摘するところではある。工事による水資源への影響についてはまだ未解明の部分があり、引き続きJRに立証を求めるべきではないのか伺います。

質 問 者： 渡 辺 修

質問事項1： 気候変動下における農業用水の実態と多面的機能交付金の在り方

近年の気候変動により、菊川市の農業を取り巻く環境は大きく変化しています。

特に夏季の高温化と少雨傾向は、茶園・水田を問わず、農業用水の確保と利用の在り方に深刻な影響を及ぼしています。菊川市茶業振興課が実施した研修会では、近年は空気の乾燥が著しく進み、従来使用してきたレインガンが十分に機能しない状況となっていること、さらに蒸発量の増加により、すでに茶葉の湿度低下や収量への影響が現場感覚として現れ始めていることが報告されました。また、静岡県茶研究機関からは、夏季7月から9月において、茶園では10アール当たり1日5～6トン程度の水が必要であり、灌水の有無や量の違いが、当年の収量だけでなく、翌年の一番茶の収量にも影響するという、具体的なデータが示されています。その一方で、牧之原畑地総合土地改良事業（以下、牧之原畑総）では、島田市38工区、牧之原市95工区、御前崎市23工区、掛川市20工区、菊川市では小笠地区11工区、菊川地区48工区の、合計235工区に対し、年間約1,970万トンの農業用水が配分されています。このうち、菊川市内の59工区には、年間約341万9千トンという相当量の農業用水が流入しています。しかしながら、夏季の照りが続く時期においても、本来であれば最も水を必要とするはずの時期であるにもかかわらず、必要な水が十分に活用されていない地区があるとの指摘が、現場から聞かれています。水量そのものが不足しているというよりも、農家数の減少や一戸当たり耕作面積の拡大、灌水設備の整備状況の差などにより、現場の農業構造に合った形で水を使い切れない状況が生じているのではないかと考えます。

また、水田農業においても同様の課題があります。大井川用水などから供給される水田用水については、水源地からの距離や末端部に位置することにより、水量が確保されていても、実際には十分に水が到達せず、活用が難しい水田が存在しています。水があるかどうかではなく、水が圃場で使える状態にあるかどうか、生育や収量に直結する状況となっています。

こうした中で、農地周辺の草刈りや水路清掃などを通じて地域農業を下支えしてきた多面的機能交付金は、農業用水の維持管理という面においても重要な役割を果たしてきました。

一方で、担い手不足が進む中、自治会単位での事務処理が大きな負担となり、制度の活用自体が難しくなっているとの声も聞か

【答 弁 者】  
市 長

れます。先月、「プラザきくる」において、多面的機能交付金の説明会が開催されましたが、その内容は、事務処理が煩雑な多面的機能交付金について、自治会単位ではなく、牧之原畑総全体を包括する広域的な組織で対応していくための説明でありました。これは、制度を継続的に活用していくための一つの方向性を示す動きであると受け止めています。こうした広域化の動きを、市としてどのように位置付け、関与していくのかは、今後の農業用水の維持と活用を考える上で重要な視点であると考えます。

以上の状況を踏まえ、次の点について質問いたします。

質問 1 牧之原畑総を通じて菊川市内に配分されている農業用水について、実際の使用水量を、市として把握しているか伺います。

質問 2 夏季の高温・少雨期において、配分されている水量を十分に使い切れていない地区があるとされる理由について、市はどのような要因を把握しているか伺います。

質問 3 灌水設備の整備に係るコストが大きな課題となっておりますが、これに代わる手段について、市の見解を伺います。

質問 4 大井川用水などの水田用水について、水源地からの距離や末端部に位置することにより、水が到達しにくく活用が難しい水田が市内に存在しているとの認識を、市は持っているか伺います。

質問 5 水田用水について、「水量が確保されているか」と「実際に圃場で使えるか」は必ずしも一致しないと考えますが、市としてこの点をどのように整理・把握しているか伺います。

質問 6 気候変動による高温化が進む中で、水源地から遠い水田ほど水管理が難しくなり、生育や収量への影響が出やすいと考えられますが、市の認識を伺います。

質問 7 農業用水の管理主体が市ではない場合であっても、市内農業の実態として課題が生じている以上、市として実態把握や関係機関との調整を行う必要があると考えますが、市の見解を伺います。

質問 8 多面的機能交付金について、先月「プラザきくる」で開催された説明会では、自治会単位での事務処理が困難であることから、牧之原畑総全体を包括する広域的な組織で対応していく方向性が示されましたが、このような広域化の動きを、市としてどのように位置付け、どのように関与していく考えがあるか伺います。

質問 9 今後、農業用水について、水の「量」だけでなく「使えるかどうか」という視点で、畑地・水田それぞれの特性に応じた支援や制度活用を進めていく考えがあるか伺います。

質問者：渡辺修

質問事項2：インボイス制度の経過措置終了を見据えた市内中小事業者への影響と市の対応について

令和5年10月から導入されたインボイス制度については、制度開始当初から市内の中小事業者、とりわけ小規模法人や個人事業者に大きな影響を与えています。現在は複数の経過措置が設けられていますが、今後これらが段階的に終了していくことで、実務面・資金繰り面の負担が一層重くなることが予想されます。

まず、免税事業者等からの仕入れに関する仕入税額控除の特例については、令和8年9月30日までは仕入税額相当額の80%が控除可能、令和8年10月1日から令和11年9月30日までは50%、令和11年10月1日以降は控除不可となり、段階的に縮小・廃止されます。

このため、令和8年10月以降は、免税事業者と取引を継続する企業ほど、消費税の納税額が増える構造となり、免税事業者に対するインボイス登録の要請や価格交渉が、再び強まることが懸念されます。

また、インボイス制度を機に免税事業者から課税事業者へ転換した小規模事業者に適用されている「2割特例」についても、令和8年9月30日を含む申告分までで終了します。令和8年10月以降は、本則課税又は簡易課税のいずれかを選択する必要が生じ、多くの事業者において、これまでより納税額が増加することが見込まれます。さらに、基準期間の課税売上高が1億円以下の事業者に認められている、いわゆる「少額特例」についても、令和11年9月30日で終了し、それ以降は金額の多寡にかかわらず、すべての仕入れについてインボイスの保存が求められることとなります。これにより、経理事務の負担が大幅に増加する、いわば「真のインボイス時代」を迎えることとなります。菊川市内には小規模な法人が多く、本来であれば消費税の免税事業者であったにもかかわらず、インボイス制度への対応を理由に課税事業者とならざるを得なかった事業者が少なくないと聞いています。消費税は法人税と異なり、事業者が赤字であっても納税義務が生じます。例えば、売上が1000万円、経費も1000万円であった場合、法人税は基本的に発生しませんが、その経費のうち人件費や社会保険料など消費税のかからない経費が多い場合、仕入税額控除が十分にできず、結果として50万円程度の消費税を納税しなければならないケースも想定されます。このように、資金繰りに余裕のない小規模事業者ほど、赤字であっても消費税の納税負担が重くのしか

【答弁者】  
市長

かる構造となっており、国税の中でも消費税の滞納が多いことは、ある意味で必然とも言えます。また、いわゆる「益税」を得ているとの見方がありますが、実際には、免税事業者は消費税分を価格に上乗せした売上全体をもとに、法人税や所得税を計算しており、必ずしも消費税分を手元に残しているわけではありません。

このような状況の中で、今後、インボイス制度の経過措置が順次終了していくことを踏まえ、消費税を納付できない、あるいは資金繰りが一層厳しくなる市内中小事業者に対し、市としてどのような対応が可能なのかを問う必要があると考えます。

このような構造の中で、近年議論されている「食品消費税を0%とする案」が仮に実現された場合、飲食業者にとっては、必ずしも負担軽減につながらない可能性がある点も指摘しておく必要があります。飲食業者の仕入れの多くは、食品や食材であり、仮に食品が0%課税となれば、仕入れにかかる消費税はほぼ発生しなくなります。加えて、人件費や保険料などの非課税経費が大半を占める業態であるため、結果として仕入税額控除の対象となる消費税はほとんどなくなり、売上に係る消費税額に近い金額を、そのまま納税する構造となります。一方で、食品の消費税率が8%から0%になったとしても、原材料価格は相場に左右されることが多く、また取引においては「ジャストプライス」での納品も見受けられ、理論上の8%分がそのまま価格に反映される、いわゆる8%の値下げが実現するとは考えにくいのが現実です。その結果、飲食業者にとっては、価格転嫁はできず、控除もできず、納税負担だけが相対的に重くなる可能性があります。このように、インボイス制度の経過措置終了と消費税制度の構造的な問題が重なることで、特に小規模事業者や飲食業者の経営が一層厳しくなることが懸念されます。以上の状況を踏まえ、市内中小事業者の経営実態を見据えた対応について、次の点について質問いたします。

質問1 インボイス制度の導入及び経過措置の段階的終了が、市内中小事業者に与えている影響について、市はどのように認識しているか伺います。

質問2 令和8年10月以降、仕入税額控除の特例縮小や2割特例の終了により、消費税の納税額が増加すると見込まれる事業者について、市として実態把握を行っているか伺います。

質問3 消費税は赤字であっても納税義務が生じる税であり、資金繰りに直接影響を与えますが、この点について市はどのように認識しているか伺います。

質問4 インボイス制度への対応を理由に課税事業者となった小規模事業者が、納税資金の確保に苦慮した場合、市として相談体制や支援策を講じる考えがあるか伺います。

質問5 国や県の支援制度と連携しながら、インボイス制度による影響を受ける市内中小事業者を守るため、市独自として取り得る対策について、どのような可能性を検討しているか伺います。

質 問 者： 黒 田 茂

質問事項 1： 市内祭典を観光資源にするために

【質問要旨】

祭典、運動会、防災訓練などの住民参加型行事は、地域コミュニティを支える極めて重要な基盤です。本年 1 月に開催された高校生まちづくりプレゼンテーション大会においても、「祭りを市外にアピールし、観光資源として活用すべき」との提案がなされました。

しかし、祭典を市外に誇れる観光資源とするためには、単なるイベント化ではなく、市民が安心して参加できる明確なルールと運営の枠組みが不可欠です。市民が主体的に楽しみ、その熱量が市外へ伝わることで、初めて行政の支援が活きた観光施策となります。

そこで、市内祭典に対する市の立ち位置、祭典に期待する役割、市民からの声の把握状況、そしてルール整備の必要性について市長の認識を問います。

質問 1 祭典は現在、自治会や祭典本部が中心となって運営されていますが、市として祭典に対してどのような立ち位置で関わっているのか伺います。

質問 2 市として、祭典が行われることで、地域や市全体にどのような効果を期待しているのか伺います。

質問 3 これまでに、祭典の運営やルールについて、市民や自治会から市に対して相談や提案を受けたことがあるのか伺います。

質問 4 市民が安心して祭典に参加できるよう、一定の共通ルールやガイドラインを市として整備する必要があると考えているのか、市長の見解を伺います。

【答 弁 者】  
市 長

質 問 者： 黒 田 茂

質問事項 2： 菊川市立総合病院の運営について

【質問要旨】

菊川市立総合病院は、全国的な公立病院の経営悪化の中でも、とりわけ厳しい財政状況に置かれています。

県内市町が運営する19病院のうち16病院が赤字となり、純損失の合計は131億円にのぼる中、菊川市立総合病院も一般会計から多額の予算を繰り入れておりますが、なお赤字が続く極めて危機的な状態にあります。

分娩の休止など個別の対策は講じられているものの、経営の抜本的な改善には至っておらず、人件費、材料費、光熱費の高騰といった構造的な問題が重くのしかかっています。市の財政にも限界がある中、このままでは将来的に地域医療の崩壊に繋がりがねません。

こうした危機的な状況を踏まえ、市として菊川市立総合病院をどのように位置付け、どのような将来像を描いているのかを明らかにするとともに、経営改善策、広域医療連携、病院機能のあり方について市の見解を問います。

質問 1 病院内の食堂が閉店してからすでに1年以上が経過しておりますが、再開の見通しはどのようになっているのか伺います。

質問 2 現在の診療科ごとの一日平均患者数を伺います。

質問 3 菊川市立総合病院は、将来的に自立した経営が可能であると考えているのか、市長の認識を伺います。

質問 4 現在の財政状況から見て、病院経営の存続についてどの程度の猶予があると見ているのか伺います。

質問 5 この厳しい財政状況を打開する具体的な経営ビジョンや改革方針が、今後示されていくのか伺います。

質問 6 令和7年12月4日に、中東遠総合医療センター、菊川市立総合病院、市立御前崎総合病院の3病院長と各市の代表者が参加する会議が開かれていますが、その会議の目的と主な協議内容を伺います。

【答 弁 者】

市 長  
病院長

質問7 その中で示された中東遠総合医療センター長からの提案について、市はどのように受け止めているのか伺います。

質問8 菊川市立総合病院では、令和6年2月に策定した第5次中期計画において、令和9年度までの4年間を対象に機能分化と連携強化を掲げています。しかし、市立御前崎総合病院に関しては、御前崎市議会予算決算審査特別委員会が中東遠総合医療センターのサテライト病院としての存続を検討するよう求める意見書を御前崎市長に提出したとの報道があります。これに対する菊川市立総合病院の認識と対応方針を伺います。

質問9 本市が負担金を拠出している東海アクシス看護専門学校の卒業生について、過去5年間における菊川市立総合病院への就職実績を伺います。

質問10 令和8年度に向けた、具体的な経営改善策を伺います。

質問11 第5次中期計画及び施政方針に掲げられている「効率的な病棟運営」や「地域包括ケア病棟の拡充による収支バランスの実現」について、どのような具体策で達成しようとしているのか伺います。

質 問 者：石 井 祐 太

質問事項1：都市公園の重点化と公園を活用した交流人口創出について

【質問要旨】

本市は静岡県内でも公園の数が多く、市民の身近な憩いの場として整備されてきました。

令和7年2月定例会において、私は「公園運営のこれからについて」と題し、公園を含む公共施設を、維持管理するだけでなく、市民ニーズや時代の変化を踏まえてどのように運営・活用していくのかという、考え方や方向性について一般質問を行いました。

前回の質問でも取り上げた「令和5年度 菊川市公園施設意見集約」をはじめ、市民アンケート等を改めて確認すると、市民が求めている公園は一日過ごすことのできる公園であると確認できます。

自由記述では、複合遊具や屋内施設、水遊びができる場、カフェなど、単体の遊具にとどまらない施設や機能に関する意見が多く見られました。

また、他市の公園にある遊具や施設で魅力的と感じるものとして、掛川市の22世紀の丘公園や島田市のゆめみらいパークなどが具体名で挙げられています。

加えて、令和8年度施政方針では、民間活力の導入、若者の来訪促進、賑わいの創出が掲げられており、公共施設についても、その活用を通じて市の魅力向上につなげていくことが求められています。

そこで今回は、これまでの一般質問で確認してきた公園運営の考え方を踏まえた上で、具体的な公園の選定や施設配置、予算配分のあり方に踏み込み、都市公園の今後のあり方について以下質問します。

質問1 菊川市には多くの都市公園が点在している一方で、遊具や施設の更新・修繕に係る予算が分散し、十分な整備が行き届いていない公園もあると感じています。菊川市公園施設意見集約や、市民アンケートの結果を踏まえ、市として、現在の公園配置や遊具整備の手法について、今後見直しを検討する必要性があるかと認識しているのか、見解を伺います。

質問2 菊川市公園施設意見集約や毎年の市民アンケートでは、複合遊具や屋内施設など、1日過ごせる公園を求める意見が多

【答 弁 者】  
市 長

く見られました。こうした意見を踏まえると、すべての公園を同じ水準で整備するのではなく、和田公園、菊川運動公園、蓮池公園など、駐車場を備えた比較的規模の大きい公園を中心に、遊具や機能を集約し、重点的に整備していく考え方も一つの選択肢ではないかと考えます。このような公園の重点化や役割分担について、今後、計画や方針等に位置づけて検討していく考えがあるのか、あるとすれば、いつ頃を目途に整理していくのか、市の見解を伺います。

質問3 和田公園内にある和田プールについては、年間およそ470万円から490万円程度の管理費を要し、利用期間は夏季に限られ、利用者数も年間約2,000人程度となっています。市として、この管理コストと利用実態をどのように評価しているのか、また、今後の老朽化に伴う修繕や更新を含め、中長期的にどのような位置づけで当該施設を維持していく考えなのか伺います。

質問4 今後、和田プールのあり方について、機能の見直しや民間活用などを検討する場合、その管理費を、大型公園における遊具整備や公園全体の魅力向上に振り向けることで、より多くの市民が年間を通じて利用できる公園づくりにつなげることも可能ではないかと考えます。公園全体を俯瞰した施設の再編や予算配分について、関係課が連携した具体的な検討プロセスを設け、検討を進めていく考えがあるのか伺います。

質問5 菊川市公園施設意見集約では、近隣市の大型公園が魅力的な公園として具体名で挙げられています。本市においても、特徴ある公園を整備することで、市外からの来訪者を呼び込み、周辺の飲食店や商業施設への波及効果を生む交流人口創出の拠点として公園を位置づけていくことも考えられます。こうした観点から、交流人口創出を見据えた公園活用について、モデルとなる公園を定めて検討していく考えがあるのか、また、その検討をいつ頃から始める想定なのか、市の見解を伺います。

質問者：石井 祐太

質問事項2：電子図書館の深化と、図書館機能を活かした教育・地域資源の活用について

【質問要旨】

本市では、読書環境の充実や利便性向上を目的として電子図書館事業を導入し、現在、運用開始から一定期間が経過しています。

近年、全国的にも電子図書館サービスの導入は進んでおり、公共図書館における電子書籍サービスは、新型コロナウイルス感染症を契機に非来館型サービスとして急速に広がり、現在では多くの自治体で導入・運用が進められています。

こうした中で重要になるのは、電子図書館を「導入したかどうか」ではなく、どのように活用し、市民サービスの向上や教育、地域資源の活用につなげていくかという視点であると考えます。

本市においても、電子図書館は、時間や場所に制約されない読書環境を提供できる一方で、郷土資料の保存・活用、学校教育との連携、それらを支える司書や図書館職員の専門性など、実際の図書館機能と一体で考えていく必要がある段階に来ていると感じています。

そこで、電子図書館事業のこれまでの経過を確認するとともに、今後の図書館のあり方について、教育・地域・人材の観点から以下質問します。

質問1 電子図書館事業については、令和7年の2月からの導入以降、利用環境の整備やコンテンツの拡充が進められてきたと認識しています。この一年間において、利用状況や認知度、当初想定していた効果がどの程度発揮されているのかについては、電子図書館の利用者数を増やすためにも、利用者の声やコンテンツのチェックなど整理や検証が必要な時期に来ているのではないかと考えます。

そこで、電子図書館事業について、これまでの利用実績や効果を市としてどのように評価しているのか。また、今後は「導入・運用の段階」から「活用・定着の段階」へ移行していくにあたり、どのように利用者に広報し、利用者を増やしていくのかその方法について伺います。

質問2 本市には、地域の歴史や文化を伝える郷土資料や寄贈資料が数多く存在しており、図書館はそれらを保存・活用する重要な役割を担っています。一方で、紙資料については劣化など

【答弁者】  
教育長

の課題があり、活用の機会が限られている状況も見られます。電子図書館を活用することで、郷土資料の保存性向上や、市民や学校での利活用を広げる可能性があると考えますが、著作権や個人情報の取扱い、電子化の優先順位など、整理すべき課題もあると認識しています。

そこで、郷土資料や地域資料の電子化・活用について、今後どのような方針で進めていく考えなのか。また、優先順位やルールを整理する考えがあるのか伺います。

質問3 電子図書館は、学校からも利用できる環境が整いつつあり、学校教育との連携が期待されています。

しかしながら、現状では、授業や探究学習、郷土学習などの中で、十分に活用されているとは言い切れない面もあると感じています。

そこで、電子図書館や図書館資料を、学校教育の中でより実効性をもって活用していくため、教育委員会や学校と連携し、モデル的な取組や授業への位置づけを検討していく考えがあるのか伺います。

質問4 電子図書館の導入や、郷土資料の活用、学校連携を進めていく上では、司書や図書館職員の専門性が、これまで以上に重要になると考えます。

一方で、電子図書館導入後はコンテンツの選定など業務内容が多様化し、現行の体制では、司書の専門性を十分に発揮しきれていないのではないかと感じる場面もあります。

そこで、電子図書館を含めた今後の図書館運営において、司書や図書館職員の役割をどのように位置づけているのか。

また、専門性をより活かすための体制や業務の見直しについて、検討していく考えがあるのか伺います。

質問者：石井 祐太

質問事項 3：地区センター等公共施設の予約方法と、今後の利便性向上について

【質問要旨】

本市では、コロナ禍における接触防止を目的として、地区センター等の公共施設について、予約状況をWeb上で確認できる仕組みが導入されてきました。

このWeb確認機能については、令和3年度から令和7年度12月末時点までに、体育館等を含む施設選択画面へのアクセス数として累計約24万件の利用があったことが示されています。

一方で、当該仕組みは5年間の契約期間満了に伴い、地区センターについてはWebでの予約状況確認が終了することとなりました。

なお、体育館については、引き続き予約システムの利用が継続され、Web上での予約状況確認に加え、予約そのものもWebで行える運用が続くと認識しています。

これに対し、地区センターについては、これまでWeb上で「予約状況の確認」のみが可能であり、予約自体は窓口や電話で行う必要がありましたが、今回の対応により、Webによる確認機能そのものが利用できなくなることとなります。

また、働く世代の市民から現在の予約方法では予約が行いにくい等の意見も上がっています。

私は、これまでの一般質問においても、地区センターをはじめとする公共施設について、利便性の向上や、利用実態に即した運営の必要性を取り上げてきました。

今回のWeb確認機能終了は、そうした課題が改めて顕在化した事例であると考え、今後の対応について以下伺います。

質問1 地区センターの予約状況確認について、Web確認機能が終了することにより、仕事をしている世代や若い世代を中心に、利用のハードルが高くなることが懸念されます。

これまで施設選択画面へのアクセス数として累計約24万件の利用実績があったWeb確認機能を終了することについて、市として、利用実態や市民への影響をどのように認識しているのか伺います。

質問2 現在、体育館については、Web上で予約状況の確認に加え、予約自体も行える運用が継続されています。

一方で、地区センターについては、これまで予約状況の確認

【答弁者】

市長

のみがWeb対応であり、今回、その機能自体が終了することになります。同じ公共施設でありながら、体育館と地区センターで予約方法やデジタル対応に差が生じている点について、市としてどのように整理しているのか。

また、今後、施設種別による運用の違いを含め、予約方法のあり方を見直していく考えがあるのか伺います。

質問3 令和8年度施政方針では、デジタル技術の活用による行政サービスの利便性向上が重要な視点として示されています。地区センター等公共施設の予約方法は、市民が日常的に利用する身近な行政サービスであり、その利便性は市民満足度に直結すると考えます。

今回のWeb確認機能終了をもって対応を完結させるのではなく、施政方針に掲げる利便性向上の観点から、地区センター等公共施設の予約方法について、今後どのように改善・検討していくのか。

また、その検討をいつ頃から進める考えなのか伺います。

質問者：須藤有紀

質問事項1：人口減少問題について

【質問要旨】

総務省の調査によれば、昨年の日本の総人口は1億2,065万3,227人と、前年比90万8,574人(0.75%)減で調査を始めた1968年以来最大の減少数となりました。また、1年間に生まれた日本人の子どもは68万7,689人(前年比4万1,678人減)、死者数は159万9,850人(同2万123人増)で、91万2,161人の自然減となっています。

人口減少はOECD諸国が抱える課題であり、「男女問わず雇用(収入)が安定せず将来への不安が大きい」「子どもを生き育てるインセンティブが低下し、負担が増大している」といった経済的な理由や、女性の社会進出、社会保障の充実により家族という共同体をつくらなくても生きていけるようになったこと、未婚率が増えていることなど共通の課題が指摘されています。伝統的家族観や歴史的背景から合計特殊出生率2.84のイスラエルや、生んだ子供の数によって所得税を減免もしくは皆減するハンガリーを除き、OECD諸国の出生率は改善が難しい状況です。

菊川市も、令和2年4万8,474人を境に人口が減少に転じています。

昨年3月末の本市の人口は4万6,961人と、令和6年3月末4万7,450人から489人の減であり、過去10年で最大の減少数となりました。また、「第2期菊川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」進捗状況報告書では、令和6年社会動態は転入数が大きく減少し173人の社会減となったこと、就職・転職を理由に転入する女性が少ないこと、若年層の転出超過を防ぐことが課題として指摘されています。

出生数・率を高めること、その前提となる婚姻率を高めることは重要ですが、人の自由意志が前提にある以上、施策によって容易に解決するものではありません。人にはそれぞれの環境や事情があります。結婚も出産も人権にかかわる問題であり、それぞれの人生の大きな選択である以上、そうした人生のターニングポイントで選びたいときに選ばれるまちとなるために、かかわりを持つ人を増やしておくこと、雇用の創出をはかること、ひらかれたまちになっていることが重要だと考えます。

かかわりを持つ人を増やしておくための制度として、ふるさと住民登録制度が令和8年度創設予定で進められており、2月20日までモデル事業への募集も行われました。この制度は居住地外の

【答弁者】  
市長

自治体にふるさと住民として登録することで、地方へかかわりを持つ人を増やすとともに、帰る“ふるさと”がない首都圏住民が首都直下型地震等の大規模災害に見舞われたとき、避難先を確保する狙いもあるといいます。こうした制度の活用を視野に入れつつ、菊川市の人口減少対策について、以下の通り質問、提案致します。

質問 1 菊川市の人口が過去 5 年間減少を続けており、特に昨年は 489 人の減となりました。この要因をどのように分析しているか伺います。

質問 2 施政方針にも出生数の減少が指摘されていましたが、令和 6 年の出生数は 285 人と、第 2 期総合戦略の想定を上回るスピードで減少が進んでいます。出生数及び婚姻数の推移について、現状をどのように捉えているか伺います。

質問 3 菊川市は令和 6 年合計特殊出生率が 1.58 と、全国の 1.15 や静岡県 の 1.19 に比べれば高い水準にありますが、出生数の減が著しい状況です。若年女性の人口流出や、婚姻件数の減少が大きな要因ではないかと考えますが、現状を伺います。また、若年女性の人口流出について原因をどのように分析しているか伺います。

質問 4 当市は全国に先駆けてこども・若者支援を展開し、こども・若者参画宣言を採択したまちであり、宣言に則って当事者の声を聴くことは重要と考えます。高校生、大学生や Uターン、Iターンした女性等、当事者の声をどのように拾っていかうと考えているか、鯖江市の JK 課のように流出層をターゲットにした施策について考えを伺います。

質問 5 令和 7 年版こども白書では、未婚の 15～24 歳においてライフデザインを学んだことのある人の方が「今後結婚したい」と思う割合が高くなり、理想の結婚年齢を 24～29 歳と回答する割合が最も高くなる傾向があると指摘しています。進路を意識する中学 3 年生や、社会に出る前の若者を対象に、ライフデザインを学ぶ機会を設けることは重要と考えますが、市の見解を伺います。

質問6 地元に戻ってきてつきたい仕事につけることも必要な施策のひとつと考えます。近年、カントリーリスクの高まりから日本企業の中国撤退・規模縮小の報道が散見されますが、撤退する大企業をターゲットに一定期間の固定資産税や法人税の減税等、今ある補助策以外のインセンティブを設けることは可能か、市の考えを伺います。

質問7 関係人口の創出については、「きくがわ応援大使」制度があります。本制度の登録人数及び、応援大使への働きかけ、連携状況について現状を伺います。

質問8 山梨県小菅村など、地方創生に特化した民間企業との連携で新産業の創出や関係人口増加、村民の維持に成功した事例は全国に散見されます。小菅村は観光から関係人口を増やしていますが、菊川市においてもレンタサイクル事業や体験型観光事業、パニガーレ愛好家のイベント等、関係人口増に関する施策を打ち出していると思います。こうした事業の現状及び成果を伺います。

質問9 ふるさと住民登録制度は、地域外の人材を活用することで、地方の深刻な人手不足を解消し、にぎわい創出、地域経済の活性化をめざす制度です。国が開発するアプリの活用を前提としており、早期導入自治体はアプリ使用料等でインセンティブを設ける考えもあるとことですが、菊川市における本制度利用の考えを伺います。

質問10 ふるさと住民登録制度は、株式会社NOTEによるNIPPONIA事業や小菅村、飛騨市、長野県飯綱市等、関係人口先進自治体の取組を参考に、「菊川市の何が地域課題なのか」「ふるさと住民が解決できることは何なのか」「どんな地域資源があるのか、どうかかわれるのか」「どんな人に来てもらいたいのか」を明確にしておくことで効果が生まれる制度だと考えます。制度を利用する、しないにかかわらず関係人口創出においてこうした課題に洗い出しと地域資源の磨きこみは重要と考えますが、市の見解を伺います。

質問者：織部光男

質問事項1：原発回帰と責任を考える

【質問要旨】

今回は原発問題全般をテーマに質問します。最後は浜岡原発の再稼働問題について質問します。私の原発に関する質問は4回目になります。今迄の質問は市長の考え・再稼働について・避難計画と人権問題等であります。今年には福島原発事故から15年が経過し16年目に入ります。今の福島がどのような状況であるかを確認し、併せて原発事故の人権侵害等を検証していきます。大震災での死者19,782人。原発事故で福島市民が故郷を追われ避難している人は1年前の時点で24,639人、避難先県内4,966人、県外19,673人です。避難者の保有する土地・家屋の固定資産税はどうなるのでしょうか。甲状腺がんと診断認定された方が293人です。治療代は補償されているのでしょうか？3年前の時点で関連死2,348人、自殺者119人です。このように多くの市民が人権を奪われて15年経っても苦しんでいます。国策でありながら原発事故被害者の人権が守られていません。廃炉処理は15年で耳かき1杯のデブリ取り出しのみです。880トンの取り出しは不可能でしょう。福島原発事故処理は根本的に全く解決していません。このような状況下で原発回帰を宣言する政府は何を考えているのでしょうか。第二の福島が起きるのが心配です。2025年10月東電は新潟県に対して地元支援として1,000億円を約束しました。そして知事は県民の7割が心配する中11月に再稼働を認めました。そして柏崎刈羽原発の6号機を1月21日に稼働しました。しかし29時間後に制御棒トラブルで停止しました。私は15年間停止していた原子炉には見えないところに問題があると思います。更に運転員の約4割が原発を動かした経験がないのが現実です。私は経済性重視の東電経営には強い怒りを感じます。2年前の能登地震では隣地石川県珠洲市高屋町が注目を浴びました。小さな町の住民は過去英断で原発誘致を拒否したのです。能登地震でこの町は震度7でした。原発があったらと考えると恐怖を感じます。私は15年間に行われた最高裁判決の国に責任がない、東電経営者にも責任がないとの判決に怒りを感じます。誰に責任があるというのですか？国に責任がないとした最高裁菅野裁判長は退官後、東電の裁判代理人を務めた事務所の顧問に就任しています。これで法治国家と言えるのでしょうか？

政府が見込む廃炉や賠償などの費用は総額23兆4千億円、東電は16兆円を越す負担です。東電といえども生死が掛かる金額です。

【答弁者】  
市長

だから柏崎刈羽原発の再稼働に繋がるのです。

ここからは浜岡問題に入ります。今年に入って中電のデータ不正問題が露見しましたが規制委員会は捏造データで審査をしていました。不正を見抜けてはいなかったのです。こんな状態で合格を与えていたら安全性の担保などはできるわけありませんし、浜岡原発が地震に耐える安全性の保障は誰にも出来ない事は明白です。菊川市議会では平成27年浜岡原発の再稼働問題で意見書を関係機関に提出しています。それには再稼働に対する3項目の条件が明記されています。要約すると1、使用済み核燃料の処分を明確にして事業として実証すること。2、避難計画については市民の安全性を確保し短期間で帰宅する事。3、災害等に施設の安全性が確保されていることを市民に説明する事。の3点です。1の使用済み核燃料の処理は未解決です。2の避難計画は被爆することが前提になっています。3の施設の安全性については今の中電が何を言っても誰も信じる事は出来ないでしょう。一度なくした信頼は戻りません。

それでは質問いたします。

質問1 菊川市の市民が避難者になり15年も戻れないときの固定資産税はどのようになりますか。

質問2 全市民避難指示の時、市役所業務はどうなりますか。

質問3 避難先に住所変更する時はどのようにしますか。

質問4 市長は福島からの避難者に対し何を感じていますか。

質問5 甲状腺がん予防の為に安定ヨウ素を学校保管にすることは検討していますか。

質問6 市長は新潟県知事の再稼働認可に同意できますか。

質問7 市長は原発事故の責任は誰にあると考えますか。

質問8 裁判長の天下りをどう思いますか。

質問9 浜岡原発の安全をどこの誰が保障できますか。

質問10 菊川市の避難計画では被爆はしませんか。

質問11 菊川市長は菊川市議会が出している再稼働の意見書を尊重しますか。

質問12 この意見書がある限り菊川市が再稼働の賛成はできないと考えますが見解を伺います。

質 問 者： 織 部 光 男

質問事項 2： J R 東海と県の確認事項について

【質問要旨】

大井川の水資源は 8 市 2 町 62 万人の命と生活インフラを支えています。大井川用水は 1968 年完成 58 年間現在に至っています。そしてこれからも恒久的にこれを維持していくのは現代を生きる私達の使命です。62 万人のなにより貴重な財産です。南アルプストンネル工事で水を失えば補償することなどは決して出来ません。1 月 24 日に国土交通省立ち合いの下に「工事により、水利用への影響が生じた場合の対応に関わる確認事項」の文書が交わされました。4 項目がありますが、1 項目で「水利用への影響が生じた場合 J R 東海は機能回復その他の水利用継続に向けた処置を適切に講じる事」とあります。対応が困難な場合は費用補償を行うこととありますが、水の補償は水でなければなりません。この確認事項は補償主眼であるが水ではなく金銭補償ですませようとしている。工事着工後、水枯れが岐阜県大湫（おおくて）町のように起きたらば 62 万人の生死に関わる大問題である。

金銭補償などで済む問題ではない。いかにして水問題にならないか調査・研究し、1%の危険性でもがあれば英断を下さなければならぬ。質問します。

質問 1 市長は確認事項を評価して工事着手を認めても良いと考えますか。

質問 2 項目 1 で「水利用への影響が生じた場合、J R 東海は、機能回復その他の水利用継続に向けた処置を講じる事」とありますが具体的にはどのような事が考えられますか。

質問 3 市長は県が J R 東海に示した 28 項目の対話項目の全てが解決していると考えていますか。

質問 4 市長は水が枯れた場合市民への補償はできますか。

【答 弁 者】  
市 長